

## 地域福祉計画・地域福祉活動計画について

# 1 社会福祉を取り巻く状況

少子化・高齢化・人口減少・高度情報化・・・

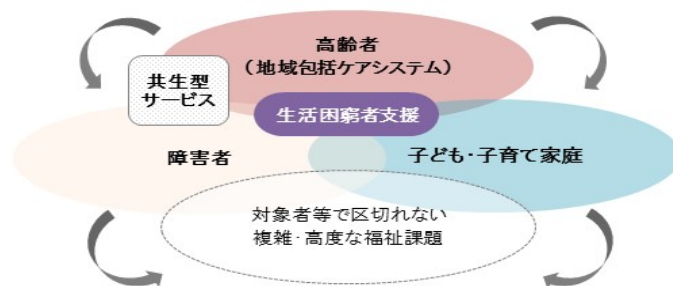
家庭や地域の“支え合い”の力(=地域の福祉力)が低下する一方  
地域で課題を抱えている人は増えています

既存の制度や公的なサービス等で対応が困難な課題 等

- ◇社会的孤立 : 頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難 等
- ◇制度の狭間 : 制度の対象外、基準外、一時的なケース 等
- ◇複合的課題 : 8050問題※1、ダブルケア※2 等

社会福祉法が一部改正され、様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、  
包括的な支援体制を整備するよう努めること等が盛り込まれました

我が事・丸ごとの  
「地域共生社会の実現」に向けた包括的な支援体制の整備



課題解決の土台となる「地域の福祉力」強化=<地域共生社会の実現>

※1【8050問題】ハチマルゴーマル問題とは、ひきこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと

※2【ダブルケア】介護をする人が育児と介護を同時に行っている状況のこと

## 2 計画の性格

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として、市町村が策定する「市町村地域福祉計画」です。

本市では「第 10 次鳥取市総合計画」に即し、社会福祉法に規定された地域福祉の推進に関する事項を基本に策定し、他の福祉関連計画との関係について、整合性、関連性を保ち、地域福祉の共通の理念を示す総合的な計画となるものです。

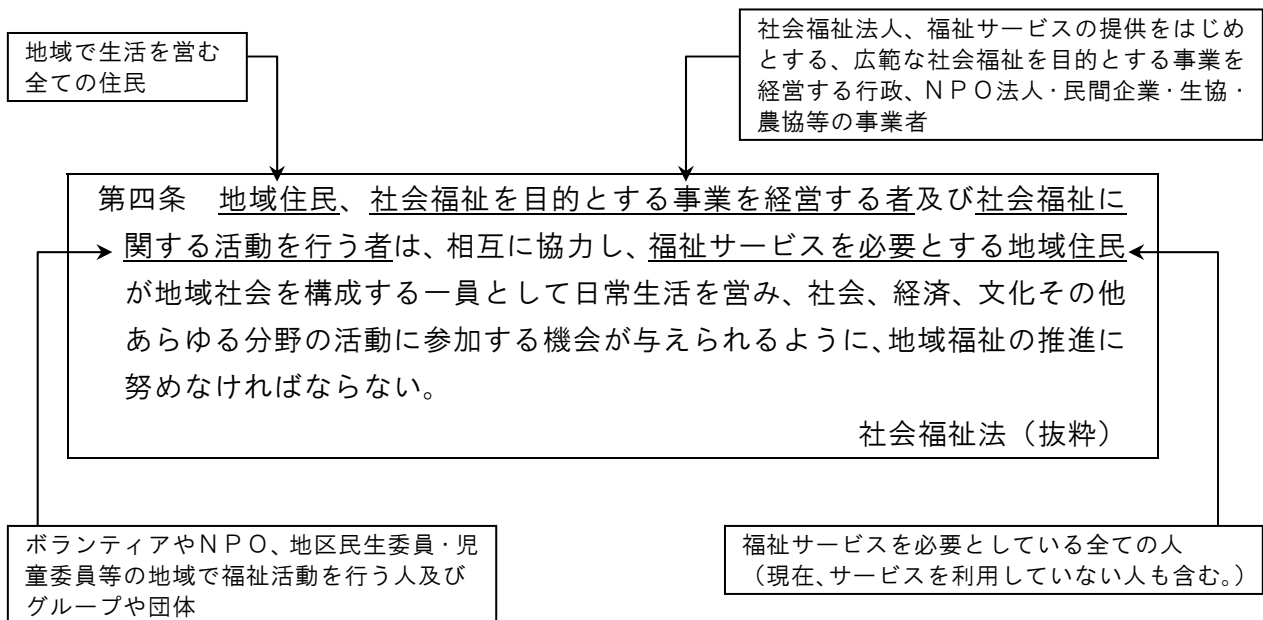
一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画です。社会福祉協議会は、その事業展開において重要な位置を占めることになります。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、ともに地域福祉を推進していくための計画であり、地域住民や団体、行政との協働など、理念や考え方などでも重なるところが多く、相互に連携することが必要です。

本市及び鳥取市社会福祉協議会では、両計画の策定過程の共通化と取組の協働を図り、改めて本市の地域福祉の方向性と相互の役割等を確認し、一体的に策定します。

## 3 根拠法について

「社会福祉法」では、第 4 条において、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求めています。



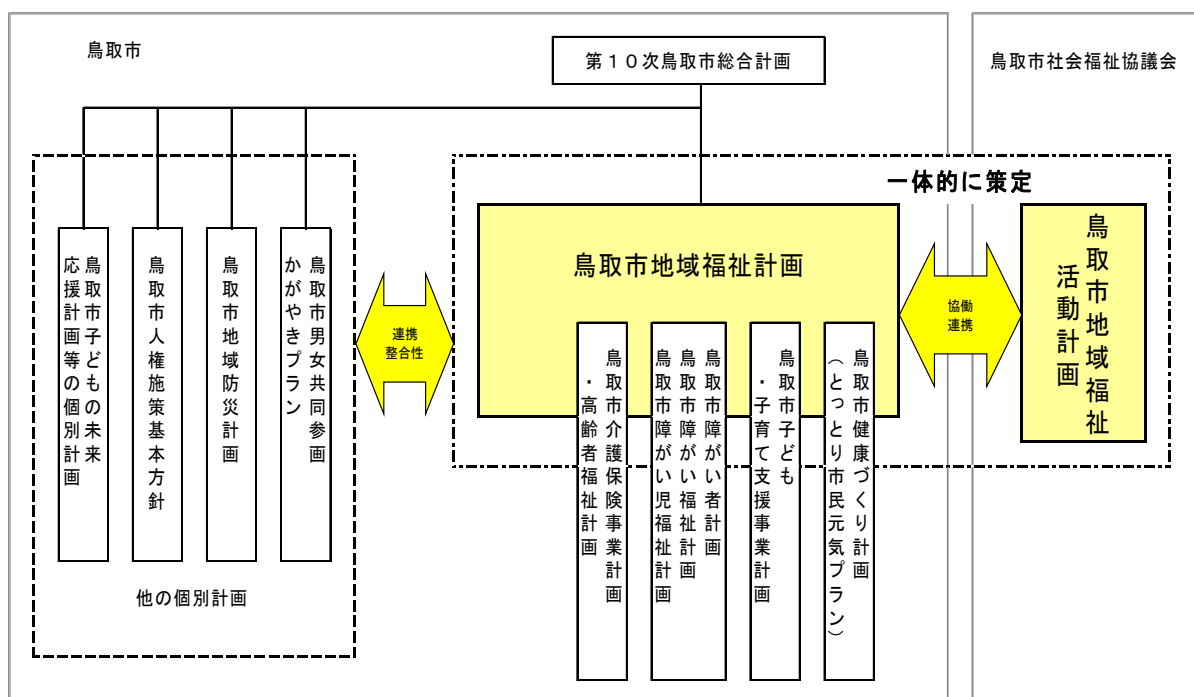
#### 4 計画の位置付け

鳥取市地域福祉計画は、国や県の考え方及び本市の「第10次鳥取市総合計画」を踏まえ、他の部門計画との整合に配慮し、計画の推進に当たっては、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応することとします。

このため、「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「鳥取市障がい者計画及び鳥取市障がい福祉計画」、「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」、「とっとり市民元気プラン（鳥取市健康づくり計画）」との整合を図るとともに、「地域福祉計画」と各個別計画の対象分野が重なる部分については、個別計画の施策をもって「地域福祉計画」の一部とみなします。

また、男女共同参画、防災、人権などの他の個別計画と連携を図るとともに、福祉及び保健分野の個別計画の策定や見直しにおいては、「地域福祉計画」の理念や目標に照らして行うこととします。

#### 【計画の位置づけ・他の福祉計画との関係性】



## 5 地域福祉計画

地域福祉計画は、本市の将来を見据えた地域福祉のあり方や、地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるもので、地域福祉を推進するための総合的な計画であり、福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ計画です。

(市町村地域福祉計画)

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法（抜粋）

## 6 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、「住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力・連携して、地域福祉の推進を目的とする実践的な行動計画として、具体的な取組が明示されたもので、福祉活動を行う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画として策定します。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第 109 条で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が中心となって策定します。

また、地域住民や福祉活動の担い手の個別的な状況にも配慮するとともに、制度的に未着手の分野にも先駆的・開拓的に事業展開し、住民の主体的な福祉活動やコミュニティづくり活動の推進、そのための人材育成などが特徴となっています。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉法（抜粋）

## 7 計画の期間（案）

旧地域福祉計画は、平成16年度から平成20年度までの5年間の計画としていました。今回策定する地域福祉計画は、介護保険事業計画・高齢者福祉計画などの他の福祉関係の行政計画の計画期間等を踏まえ、平成31年度から平成36年度までの6年間の計画として策定します。

また、計画の進捗状況や地域福祉を巡る社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、必要に応じて柔軟に見直すこととします。

### 【関係計画の計画期間】

計画名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
鳥取市総合計画	第10次基本構想（平成28～37年度）											
							第11次基本構想（平成38～47年度）					
	第10次基本計画（平成28～32年度）						第11次基本計画（平成33～38年度）					
鳥取市地域福祉計画 鳥取市地域福祉活動計画 （社会福祉協議会）	第2次鳥取市地域福祉計画 ・第4次鳥取市地域福祉活動計画 （平成31～36年度）											平成37年度～
鳥取市介護保険事業計画 ・高齢者福祉計画	第6期計画 （平成27～29年度）			第7期計画 （平成30～32年度）			第8期計画 （平成33～35年度）			第9期計画 （平成36～38年度）		
鳥取市障がい者計画	基本計画（平成27～35年度）											
鳥取市障がい福祉計画	第4期計画 （平成27～29年度）			第5期計画 （平成30～32年度）			第6期計画 （平成33～35年度）			第7期計画 （平成36～38年度）		
鳥取市障がい児福祉計画				第1期計画 （平成30～32年度）			第2期計画 （平成33～35年度）			第3期計画 （平成36～38年度）		
鳥取市子ども・子育て支援事業計画	支援計画（平成27～31年度）											
鳥取市健康づくり計画 （とっとり市民元気プラ	第2期計画（平成28～32年度）						第2期計画（平成33～37年度）					

## 8 計画のスケジュール

鳥取市地域福祉計画及び鳥取市地域福祉活動計画は、鳥取市地域福祉計画作成委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会により、策定を行います。

### 【計画のスケジュール】

平成30年5月29日	第1回作成委員会
平成30年7月30日（予定）	第2回作成委員会
平成30年10月	第3回作成委員会
平成30年11月	第4回作成委員会
平成30年12月	市民政策コメント
平成31年1月	第5回作成委員会
平成31年2月	社会福祉審議会に諮問・答申
平成31年3月	策定
平成31年4月	次期鳥取市地域福祉計画及び 鳥取市地域福祉活動計画施行